

鶴岡市あさひ自然体験交流施設（湯殿山スキー場）リフト搬器広告募集要項

市の資産を広告媒体として活用する広告事業として、湯殿山スキー場のリフト搬器に掲出する広告を募集します。これによる広告料収入は市の財源として今後のサービス向上のため活用されます。また、地域の事業者等の広告を掲載することにより地域経済の活性化を図ります。



1 湯殿山スキー場について

(1) 営業期間および時間

営業時期	12月上旬から3月末まで（積雪等により4月運行も想定）
営業開始時間	8時45分（変更になる場合があります）
営業終了時間	16時00分（変更になる場合があります）
湯殿山スキー場のオープン中は無休（天候によるリフト運休あり）	

(2) リフト乗車延べ人数 約35万人／年

2 掲出期間

掲出から令和11年4月までの3シーズン終了まで

3 掲出場所

第1ロマンスリフトリフト（約160基）搬器後背面の背もたれ部分

4 広告掲載料

広告料（3シーズン分） 26,400円／基（8,800円／年）

※年度毎に納入通知書を発行し、指定する期日まで納付していただきます。

※別途、掲出する広告のデザイン、シール制作、貼付け、撤去作業費等がかかります。

5 広告に関する制限

(1) 鶴岡市広告掲載要綱第3条の広告掲載の基準で規定された広告は掲載できません。

※詳しくは鶴岡市広告掲載要綱をご覧ください。

(2) 広告内容は鶴岡市広告掲載要綱を遵守し、スキー場内に掲載することを十分考慮したもの

とします。

6 広告に関する審査及び掲出

- (1) 申込み後に申込内容、広告原稿を審査します。掲出決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合があります。
- (2) 審査終了後、広告を作成し、指定する期間に搬器番号に貼り付けて下さい。
- (3) スケジュール

① 10月16日まで	湯殿山スキー場広告掲載申込書㍻切（別途様式）
② 10月中～下旬	申込内容の審査、環境省協議、審査結果の通知
③ 11月上～11月中旬	広告掲載申込者様による広告制作
④ 11月中旬～11月下旬	指定する期日にリフトへの貼付作業
⑤ 12月5日～	リフト広告運用開始

7 注意事項

- (1) 広告の作成に関わる経費は、申込者様の負担で行ってください。依頼する業者によって相違があります。見積りを徴収するなどしてご検討下さい。
 - (2) 鶴岡市広告掲載要綱に照らして、広告内容の修正を求める場合があります。修正に応じていただけない場合、掲出することはできません。
 - (3) 広告掲出後であっても、広告内容等が鶴岡市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合、広告の修正、掲出停止、あるいは掲出を取り消すことがあります。
 - (4) 掲出期間中、広告掲載内容変更届により広告内容を変更することができます。ただし、費用は申込者様の負担となります。
 - (5) 広告に関連して第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者様の責任および負担において解決していただきます。
 - (6) 契約満了のシーズン終了後（4月上旬頃）に申込者様の費用負担にて速やかに広告を撤去して下さい。
 - (7) 湯殿山スキー場は磐梯朝日国立公園内であるため、広告は磐梯朝日国立公園出羽三山・朝日地域管理計画書に基づいた色彩となります。
原則、地色はこげ茶（DIC-333、日本塗料工業会色番号15-30D、PANTONE 4695C C. 62% M. 82% Y. 90% K. 45% R. 82 G. 44 B. 30、）とし、文字、イラスト等は白色を基本とします。詳しくは、国立公園ビジュアルデザインガイドブックをご確認ください。
- 【磐梯朝日国立公園管理計画書より一部抜粋】**
- ・ スキーリフト等：ウ色彩 支柱の色彩はコゲ茶色とし、搬器の金属部分は亜鉛メッキなどの目立たない色彩を用いるものとする。
 - ・ 標識類：スキー場全体として統一のとれたデザインとするものとする。

- (8) 広告を設置する場合は、スキー場の指示に従って設置してください。
- (9) 広告掲載は3年間有効ですが、申込者様の事情により契約期限前に撤去された場合であっても、広告料の返還はありません。
- (10) 掲出している広告が自然災害等の不可抗力により広告が破損した場合は、申込者様の負担により修復又は交換をお願いします。また、デザイン変更等でシーズン途中に貼り替える場合は、契約の残期間となります。

8 申込方法

- (1) 必要書類（下記書類をPDF形式で作成し、電子メールにて送付下さい。）
- ア 湯殿山スキー場広告掲載申込書（ホームページからダウンロードできます。）
 - イ 事業内容がわかる資料（パンフレット等）
 - ウ 広告原稿（任意様式）
 - エ 市税納付状況の照会に係る届出書
- (2) 受付期間
令和8年10月16日（金）まで
- (3) その他
- ア 応募多数の場合は、申込み基数に応じて按分により決定します。
 - イ 鶴岡市広告掲載要綱及び同広告募集要項等を十分にご確認ください。
 - ウ 基数、貼付け時期、貼付け搬器番号については、審査終了後（10月下旬）にお知らせします。

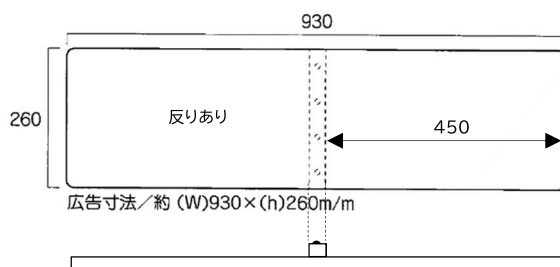
9 広告仕様

広告はリフト搬器の後背面に貼り付けるものとし、長期間（3年以上）の耐久性のある素材とします。

- (1) 寸法 幅930mm（半面450mm）×高さ260mm

- (2) 材質 シール形状で貼り付けできるもの。

詳細は別紙のリフト搬器背面仕様図をご覧ください。



10 問合せ・申込先

〒997-0404 山形県鶴岡市下名川字落合1番地

鶴岡市朝日庁舎産業建設課R天国推進室

電話 0235-53-2120（直通） E-mail norin-as@city.tsuruoka.yamagata.jp